

年 月 日

社会人の授業及び研究指導の特例申請書
(大学院設置基準第14条の特例適用希望申請書)

東京外国語大学長 殿

受験番号	博士前期課程
氏名	
住所	
連絡先	TEL : e-mail:
現在の職業	
職場名	
住所	
連絡先	

私は、大学院総合国際学研究所博士前期課程学生募集要項に記載されている「7. 社会人の授業及び研究指導について」に基づき、下記内容の便宜を受けることを希望します。

裏面参照

<参考抜粋・大学院総合国際学研究所博士前期課程学生募集要項>

7. 社会人の授業及び研究指導について

本課程では、研究・教育水準の確保を図りつつ、社会人の大学院教育を積極的に進めるために、大学院設置基準第14条の特例を適用して、有職者（入学予定時において、2年以上職を有する者）の便宜を図る次の方法がある。

- (1) 第1年次は、通常の形態による授業及び研究指導を受け、第2年次は職場に勤務しながら、研究指導を受けることができる。
- (2) 特例の適用を受けようとする者は、原則として、課程修了に必要な30単位のうち、第2年次で履修する専門特殊研究の4単位を除いた26単位を、第1年次の通常の授業時間帯における履修によって修得するものとする。
- (3) 第2年次は、この特例により特定の時間又は時期において研究指導を受けることができるものとする。
- (4) 本特例の適用を希望する者は、「社会人の授業及び研究指導の特例申請書（大学院設置基準第14条の特例適用希望申請書）」（本学ウェブサイトより所定用紙ダウンロード）を出願時に提出すること。

<参考>

（教育方法の特例）

大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）

第14条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。